

○島根県「道路位置指定基準」第7三（二）「すみ切りを設けることが著しく困難」で取扱うものは、次に該当するもの。

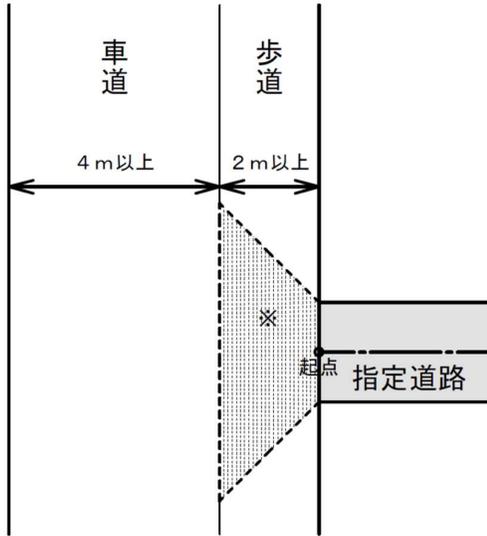
- 1 既存の家屋がある場合
- 2 高い堅固な擁壁がある場合（高さの基準は設けていない。）
- 3 がけがある場合（高さの基準は設けていない。）
- 4 すみ切りを設ける敷地が既存宅地である場合で、土地所有者の承諾が得られない場合。（※新規に宅地造成を行う場合は、両側にすみ切りを設けること。※すみ切りを設ける両側の敷地に既存宅地がある場合は、どちらか一方のすみ切りには辺の長さが3メートル以上の2等辺三角形の部分を道に含むようにすみ切りを設けること。）

○島根県「道路位置指定基準」第7三 柱書「交通上、安全上支障がない措置」とは、下記による。

^{*}^{*}^{*}高さにより視認性確保のためカーブミラーの設置等の安全対策を求める。道路内に設置する場合は、道路管理者および公安委員会協議を行うこと。

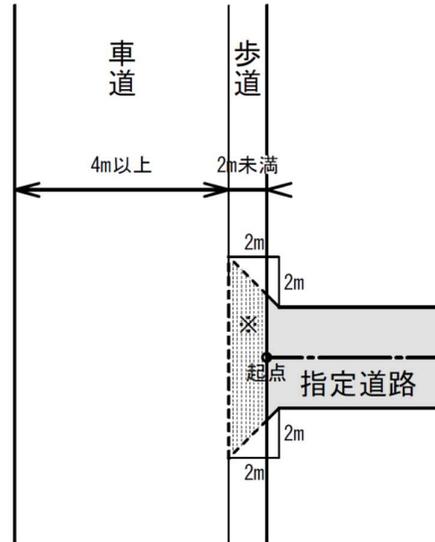
○歩道のある道路に接続する場合のすみ切りの考え方

①歩道幅員が2メートル以上の場合



※視界を遮る構造物がないこと。
※すみ切りの舗装、側溝、縁石等の構造は、
接続道路の管理者からの承諾が得られた
構造とする。

②歩道幅員が2メートル未満の場合



※視界を遮る構造物がないこと。
※すみ切りの舗装、側溝、縁石等の構造は、
接続道路の管理者からの承諾が得られた
構造とする。